

報告第 1 号

小城市家庭的保育事業等認可等要綱について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 27 年 4 月 23 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

家庭的保育事業等を運営しようとする者からの申請に対して、認可等に必要な事項を定めるため。

小城市告示第 47 号

小城市家庭的保育事業等認可等要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 31 日

小城市長 江里口 秀次

小城市告示第 47 号

小城市家庭的保育事業等認可等要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、市長が児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項に定める家庭的保育事業等を運営しようとする者からの申請に対する認可及び同条第 7 項に定める家庭的保育事業等を運営している者からの申請に対するその廃止又は休止の承認等を行うことについて必要な手続きを定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語は、小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小城市条例第 14 号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(認可の申請)

第 3 条 児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により、家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、家庭的保育事業等認可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に際しては、当該申請が条例で定める基準に適合していることを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

3 家庭的保育事業等の運営の適正化に資するため、新たに家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

(認可の基準)

第 4 条 認可の基準は、児童福祉法及び関係法令並びに条例に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 本市における児童数の推移、施設等の利用に係る待機の状況等
地域の実態、付近の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

整備状況等を十分に勘案し、家庭的保育事業等が必要であると認められるものでなければならない。

- (2) 市長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（法第 61 条第 2 項第 1 号の規定により本市が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第 19 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に規定する満 3 歳以上の子どもを除く。）及び特定地域型保育事業の利用定員の総数の合計が、本市が定める子ども・子育て支援事業計画（法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）（以下「事業計画」という。）において定める当該教育・保育提供区域の特定教育・保育施設の必要利用定員の総数（法第 19 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に規定する満 3 歳以上の子どもを除く。）及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数の合計に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになることを認めるときその他の事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、認可をしないことができる。

（意見の聴取）

- 第 5 条 市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ小城市子ども・子育て会議条例（平成 25 年小城市条例第 11 号）第 1 条の規定に基づき設置する小城市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の意見を聴くものとする。

（認可の場合の通知）

- 第 6 条 市長は第 2 条第 1 項の申請に対し、第 3 条各項に規定する認可基準や事業計画の内容、区域の利用定員の総数及び区域の必要利用定員の総数並びに前条の会議の意見を勘案する中で、認可の適否について判断するものとする。この場合において、市長は当該申請に対して、認可する場合は家庭的保育事業等認可書（様式第 2 号）を、認可しない場合は家庭的保育事業等認可不承認通知書（様式第 3 号）を交付するものとする。

(家庭的保育事業等の休廃止又は認可内容の変更)

第7条 家庭的保育事業等の認可を受けた者が当該家庭的保育事業等の事業を休止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ家庭的保育事業等休止(廃止)申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 家庭的保育事業等の認可を受けた者が認可の申請の際に届け出た内容について変更がある場合は、市長に家庭的保育事業等認可事項変更届(様式第5号)を届け出なければならない。

3 市長は第1項の申請に対し、地域の保育の実状を勘案し、承認する場合は、家庭的保育事業等休止(廃止)承認書(様式第6号)を、承認しない場合は、家庭的保育事業等休止(廃止)不承認通知書(様式第7号)を交付するものとする。

4 市長は第2項の届出に対し、受理書(様式第8号)を交付するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、家庭的保育事業等の認可等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 認可等に関して必要な手続は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

小城市長 様

住所・所在地

事業者名

代表者



家庭的保育事業等認可申請書

家庭的保育事業等を運営したいので、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類

- ☐ 家庭的保育事業
- ☐ 小規模保育事業（ ☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型 ）
- ☐ 事業所内保育事業（☐ 保育所型 ☐ 小規模型 ）
- ☐ 居宅訪問型保育事業

2 家庭的保育事業等の事業所の名称

3 家庭的保育事業等の事業所の所在地

4 事業開始の予定年月日

提出資料

- （ 1 ）事業計画書
- （ 2 ）その他必要書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長



家庭的保育事業等認可書

年 月 日付け 第 号で申請のあった（ 事 業 名 ）
については、児童福祉法第 34 条の 15 第 5 項の規定により次のとおり認可しま
す。

なお、この処分について不服のある場合は、行政不服審査法第 4 条の規定に
より、この書類を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に対して
異議申し立てをすることができます。

1 家庭的保育事業等の事業所の名称

2 事業の種類

- ☐ 家庭的保育事業
☐ 小規模保育事業（ ☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型 ）
☐ 事業所内保育事業（☐ 保育所型 ☐ 小規模型 ）
☐ 居宅訪問型保育事業

3 家庭的保育事業等の事業所の所在地

4 定員 名

5 認可年月日

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長



家庭的保育事業等認可不承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった家庭的保育事業等については、下記により不承認としたので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、行政不服審査法第 4 条の規定により、この書類を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に対して異議申し立てをすることができます。

記

理由：

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

小城市長 様

住所・所在地

事業者名

代表者氏名



家庭的保育事業等休止（廃止）申請書

（事業名）を休止（廃止）したいので、児童福祉法第 34 条の 15
第 7 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 家庭的保育事業等の事業所の名称

2 事業の種類

☐ 家庭的保育事業

☐ 小規模保育事業（ ☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型 ）

☐ 事業所内保育事業（☐ 保育所型 ☐ 小規模型 ）

☐ 居宅訪問型保育事業

3 家庭的保育事業等の事業所の所在地

4 休止（廃止）の予定期間（日）

年 月 日から 年 月 日まで

（廃止期日 年 月 日）

5 提出資料

（1）家庭的保育事業等休止（廃止）承認申請調書

（2）その他必要書類

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

小城市長 様

住所・所在地

事業者名

代表者氏名



家庭的保育事業等認可事項変更届

児童福祉法第 34 条の 15 第 5 項の規定により認可を受けた(事業名)
の認可事項について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて届け出
ます。

記

- 1 家庭的保育事業等の事業所の名称
- 2 事業の種類
 - ☐ 家庭的保育事業
 - ☐ 小規模保育事業（ ☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型 ）
 - ☐ 事業所内保育事業（ ☐ 保育所型 ☐ 小規模型 ）
 - ☐ 居宅訪問型保育事業
- 3 家庭的保育事業等の事業所の所在地
- 4 変更事項
- 5 提出資料
 - （ 1 ）家庭的保育事業等認可事項変更調書
 - （ 2 ）その他必要書類

様式第 6 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長



家庭的保育事業等休止（廃止）承認書

年 月 日付け 第 号で申請のあった家庭的保育事業等の休止（廃止）については承認したので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、行政不服審査法第 4 条の規定により、この書類を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に対して異議申し立てをすることができます。

記

1 家庭的保育事業等の事業所の名称

2 事業の種類

- ☐ 家庭的保育事業
☐ 小規模保育事業（ ☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型 ）
☐ 事業所内保育事業（☐ 保育所型 ☐ 小規模型 ）
☐ 居宅訪問型保育事業

3 家庭的保育事業等の事業所の所在地

4 休止（廃止）の予定期間（日）

年 月 日から 年 月 日まで
（廃止期日 年 月 日）

様式第 7 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長



家庭的保育事業等休止（廃止）不承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった家庭的保育事業等の休止（廃止）については、下記により不承認としたので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、行政不服審査法第 4 条の規定により、この書類を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に対して異議申し立てをすることができます。

記

理由：

様式第 8 号（第 7 条関係）

受 理 書

第 号
年 月 日

様

小城市長



次のとおり届出を受理しました。

家庭的保育事業等 の事業所の名称	
家庭的保育事業等の種類	
届出根拠	
届出内容	
備考	変更年月日 年 月 日